

自分の休みは、しっかり休もう！

—その⑥—

年間120日の休日（特休・公休）はありましたか？

皆さん！昨年度の休日は120日付与されていませんか！？

私たちの調査では昨年度の休日が118日や119日しか付与されていない人が多数いることがわかりました。

この問題について会社は、「特定4週の始期が昭和62年4月1日になっている。特定4週のからみで公休に合わせて特休を付与しているからだ」と言い訳をしています。

しかし考えてみて下さい。当然会社が言うように特定4週に合わせて特休を付与すれば、特定4週で1年間（365日）を区切れば52週になり、52週×7日＝364日になるのであり、特休は4月1日から翌年の3月31日までに付与することからすれば、当然ずれて特休付与がデタラメなものになるわけです。つまり会社は労働条件をしっかりと守ろうとしてはいないことが明らかではないでしょうか！

そして、就業規則第64条を読んでみても会社が言うような特休付与は、特定4週に合わせてやること等どこにも書いてありません。

さらに、特休付与の問題では、「一方的休日出勤」によって休みたいのに休めない状況に追いやられています。

私たちは、年間休日が120日に足りない（あるいはオーバーしている）として各個人が会社に対して苦情申告を申請しています。

《就業規則第64条（特別休日）には、こう書いてあります。》

特別休日は、1年間に120日から当該1年間における日曜日の数を除いた日数を1箇月間に5日ないし6日の割合で付与する。

（注）1年間とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

★会社はルールを守り、キッチリ120日の年間休日と年休20日、計140日を付与せよ！！